

新 琴 似 西 地 区 防 災 計 画



令和6年3月

■はじめに

平成9年、各町内会の自主防災組織が立ち上がり、早27年が経過しました。平成30年9月6日の北海道胆振東部地震を教訓に、全町内会が参加する地域ぐるみの防災訓練を何度か実施しましたが、地域の高齢化が進み、一人暮らしの高齢者世帯が増え、防災に取り組むことが難しくなってきました。北海道胆振東部地震など突然発生する地震や異常気象災害に対応するには、今までの取り組みでは十分とは言えません。

令和2年、札幌市より地区防災計画モデル地区事業のお話をいただいた後、研修会や講演会を重ね、地域で防災の大切さを共有することができたと思います。

災害に強いまちづくりや災害による被害を最小限にするためには、防災活動への意識の向上と、隣近所の近所力と共助力が必要であることから、各町内会が共通認識を持ち防災活動に取り組むことが重要です。

この地区防災計画を、災害発生時における活動の指針として活用いただき、命を守るための適切な行動につなげていただきたいと思います。



令和6年3月

新琴似西連合町内会 会長 高橋 博章

《目 次》

【第1章】

1 地区防災計画とは	1
2 地区の概要	1
3 災害リスクと課題	1
4 取組の概要	1
5 地区防災計画の取組状況	2

【第2章】

計画本編	3
1. 基本方針	3
2. 新琴似西地区が取り組む【平時の活動】	3
3. 新琴似西地区が取り組む【災害時の活動】	5
4. 安否確認の仕組みを整える	7
5. 避難誘導の方法について	7
6. 避難所の開設と運営	7
7. 決め手は【ご近所力】	10
8. 今後の検討事項	11

【資料編】

北海道胆振東部地震以降の主な防災活動	12
資料1	15
資料2	16
資料3	17
資料3'	18
資料4	19
資料5	20
資料6	21
資料7	22
資料8	23
資料9	24

【第1章】

1 地区防災計画とは

地区防災計画とは、「自助」で災害に備えることはもとより、「共助」の観点から近所（仲間）との助け合いのもと【共に助かるための計画】である。北海道胆振東部地震を機に、連合町内会（以下「連町」という。）防災部を中心として地区の防災連絡網を整備したが、更なる防災計画の充実に移っていたところ、札幌市から地区防災計画作成に係るモデル地区の指定があり、計画の作成作業が加速された。

2 地区の概要

新琴似西地区は昭和34年頃から農地や住宅地が作られ始め徐々に広がり、現在は8千6百世帯、人口約1万7千人が暮らしている平地である。地区を流れる安春川は明治23年、開拓の時に作られた人工の川である。17の単位町内会（以下「単町」という。）で清掃活動、排雪、防災訓練を行って暮らしを支えている。また、夏のお祭りやイベントも行っている。

3 災害リスクと課題

歴史事実と科学的シミュレーションにより、当地区の災害リスクは『地震（これに伴う火災を含む）』と『風水害』である。

また、全世界に蔓延する新型コロナウイルス感染症の拡大が予断を許さない状況であったことから、感染症対策も視野に入れながら計画の作成を進めてきた。

地理・地形	対象災害種	災害脆弱性	地区の範囲	協議主体	取組のテーマ
平野部	地震・風水害	揺れ・河川・高齢化	連合町内会	町内会 防災部	近所（仲間）との助け合い

近所（仲間）との助け合いをテーマに地区の防災として、以下の点に重点を置き実践的な組織づくりを行うこととしている。

- (1) 平時の活動
- (2) 災害時の活動
- (3) 安否確認の仕組み
- (4) 避難誘導の方法
- (5) 避難所の開設・運営等

4 取組の概要

過去の災害、特に北海道胆振東部地震を契機に判明した①日頃の防災準備、②災害時の活動の課題を列挙し、役割を本部と5つの班に分かりやすく分担し、近所の地域住民の応援も求めることにした。

5 地区防災計画の取組状況

年 表	月 日	主 催	内 容
平成 30 年	10 月 6 日	連町役員会議	防災に関するアンケート各単町に記載
	11 月 20 日	防災会議①	アンケート結果・自主防災組織について
平成 31 年	3 月 25 日	防災研修会	自主防災組織・地区防災計画について
令和元年	9 月 6 日	北区防災訓練	札幌市立新琴似西小学校にて実施
令和 2 年	1 月 15 日	新琴似西連合町内会	札幌市防災表彰を受ける
	6 月 29 日	防災会議②	地区防災計画の説明・地域避難運営について
	9 月 23 日	防災会議③	地区防災計画の策定について
	10 月 5 日	新琴似西連合町内会	地区防災計画に係るモデル地区決定通知
	10 月 12 日	防災講演会	地区防災計画を作ろう【ご近所力】
	12 月 10 日	防災会議④	地区防災計画配布・講演後の取組
令和 3 年	2 月 16 日	防災会議⑤	地区防災計画の基本方針・自主防災組織図と連絡網・今後 3 年間の計画方針検討
	3 月 17 日	防災会議⑥	地区防災計画の基本方針・自主防災組織
	4 月 1 日	新琴似西連合町内会	地区防災計画の基本方針決定（資料 9 参照）
	4 月 16 日	連町役員会議	地区防災計画の基本方針と今後の取組
	5 月 31 日	新琴似西連合町内会	令和 3 年度 自主防災組織図・連絡網を各単町に提出依頼
	10 月 26 日	防災会議⑦	地区防災計画作成に向けた検討状況
	10 月 28 日	防災講演会	中止
	11 月 6 日	防災会議⑧	地区防災計画の素案作成について
	12 月 18 日	防災部長検討会	これまでの結果報告・防災計画案
令和 4 年	2 月 2 日	防災会議⑨	地区防災計画のたたき台について
	7 月 19 日	防災会議⑩	地区防災計画のたたき台について
	7 月 28 日	連町役員会議	中止
	11 月 8 日	防災会議⑪	地区防災計画について
	11 月 16 日	双葉町内連絡会	地区防災計画の理解促進（出前講座）
令和 5 年	3 月 3 日	新琴似西連合町内会	防災講演会を実施

<札幌市危機管理局担当>

平成 30 年度～令和 2 年度 早川係長

令和 3 年度～令和 4 年度 齋藤係長

【第2章：計画本編】

1. 基本方針

- (1) 東日本大震災及び北海道胆振東部地震の教訓を踏まえ、新琴似西地区の住民が周辺の関係機関と協力し、また、札幌市の応援も受けて行う『自発的な防災活動』を推進する。
- (2) 災害が発生した直後は、交通が麻痺し、火災の同時多発などにより消防、警察などの防災関係機関が十分に対応できなかつたり、基幹避難所である学校が混乱する可能性もあることから、このような時に力を発揮できる『地域ぐるみの協力体制』を構築する。
- (3) 『自分たちの地域は、自分達で守る』という心構えで、日頃からの近所づきあいに努め、いざという時にも助け合える『共に助かるための計画』の策定が重要である。住民の『命』を最優先に、平時の活動と災害時の活動の両方を踏まえて『災害に強いまちづくり』を推し進める。

2. 新琴似西地区が取り組む【平時の活動】

当連町は、計17の単町から構成されており、それらの単町の防災は、自主防災組織図のとおり、単町防災本部（以下「単町本部」という。）と5つの班から成る。

（資料2参照）

連町防災本部（以下「連町本部」という。）は、それらを統括する。

A. 単町の平時の活動

構成メンバーは、

- 単町本部：単町役員
- それぞれの班：単町役員・班長・会員

<単町本部の役割>

- 単町全体を把握する。
- 防災知識の普及、啓発
- 北区役所、北消防署、各学校、連町本部等との連絡、調整
- 連町防災部のもと、訓練や防災研修会などの行事を計画し、各班とともに実施する。
- 17単町は、それぞれの避難場所、避難所を決め連町に報告する。
- 簡単な防災マップ・災害時安全確認カードの作成
- 安否確認必要世帯名簿の作成（まちづくりセンターの協力必要）

<各班の役割>

班名称	役割
① 情報連絡班	○ 各種防災情報の収集と連絡
② 救出救護班	○ 防災資機材の点検・整備 ○ 医療施設など場所の確認 ○ 救命講習などの受講 ○ AEDの維持管理
③ 避難誘導班	○ 自単町の避難場所、避難所を周知する。 ○ 要配慮者を把握しておく。 ○ 事前に拡声器などの点検をしておく。
④ 消火班	○ 毎日の生活の中での心がけで、火災を未然に防ぐよう指導する。 ○ 消火器具の点検方法や消火技術を習得し住民へ指導する。 ○ 消火栓や防火水槽の場所を把握し状況を確認しておく。
⑤ 給食・給水班	○ 各家庭での水や食料の備蓄（ローリングストック法）を指導する。 ○ 炊き出し訓練、給水訓練などを行う。

※「これだけは準備しておきたい!」（家庭版）を理解し、また、日頃から火災防止を特に指導する。（資料8参照）

3. 新琴似西地区が取り組む【災害時の活動】

- 災害緊急時の場合は【新琴似西連合町内会自主防災連絡網】（資料1参照）に従って連絡し報告を受ける。連絡の内容は「〇〇です。地震（水害）が発生しましたので、ただいまより連町自主防災組織を発動します。連絡網に沿って、連絡をしてください。」
- 震度5弱以上の地震が発生した場合、原則として予め連町会長・副会長は連町事務所に集合する。
- 各単町については【自主防災組織図・連絡網】（資料2参照）に従って連絡し報告を受ける。
- 災害が発生した時は、まず自分と家族の安全を確保してから町内会の自主防災活動の任務に就く。
- デマや噂などの間違った情報は、二次災害の危険があり注意する。

B. 単町の災害時の活動 ※構成メンバーはAと同じ。

<単町本部の役割>

- 連町本部から災害緊急時の連絡を受け、単町の【自主防災組織図・連絡網】に沿って各班に連絡する。
- 各班の活動状況を把握し、連絡・調整を行う。
- 災害発生状況などを連町本部に報告する。

<各班の役割>

班名称	役割
① 情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域内の被害状況・避難状況などを収集し単町本部などに連絡する。 ○ 地域住民（高齢者、障がい者、見守り必要者）の安否状況を確認する。 ○ パニック防止のため、テレビ・ラジオ・防災関係機関などで正確な情報を把握する。
② 救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 倒壊した家屋の閉じ込めや下敷きになった住民を、防災資機材を使って救出する。（被害状況によっては無理をせず消防、警察へ通報する。） ○ けが人の応急手当を行い、病院や応急救護所に連れて行く。
③ 避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全な避難経路で、避難場所・避難所まで住民を誘導する。 ○ 危険な場合は、臨機応変に安全な場所に避難誘導する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 逃げ遅れた人がいないか確認する。 ○ 要配慮者のお世話 ○ 要配慮者避難以外、車の使用は厳禁とする。 ○ 次の場合、直ちに避難させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部から避難指示等が発令された時 ・消防、警察、自衛隊などの防災関係機関から避難の呼びかけがあった時 ・区災害対策本部、単町本部から避難の呼びかけがあった時
④ 消火班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災になったら【火事だ！119番！】を徹底 ○ 周辺住民の協力のもと、初期消火に当たる場合もあるが、絶対に無理をしない。煙にも細心の注意を払う。
⑤ 給食・給水班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救援物資の配布を行う。 ○ 状況によって飲料水や食料品を確保し、炊き出しや給水を行う。

※なお、各単町のなかには災害時に活動するメンバーが編成できない場合が考えられるが、そのような時は優先的に単町本部・情報連絡班・避難誘導班を編成し、その他の班は人員が集まり次第、順次活動を始める。

4. 安否確認の仕組みを整える

- (1) 単町は、一例として75歳以上の1人暮らし世帯や、ともに75歳以上夫婦世帯のデータ等から、高齢者安否確認必要者（要配慮者）名簿を作成する。（健康な人は除外）歩行困難な障がい者の把握も行う。
- (2) 安否確認は防災上とても重要で、関係者は要配慮者情報（プライバシーに配慮）をしっかりと把握し、対処できるようにしておく。とりわけ災害時の避難に特に支援が必要な方（避難行動要支援者）が分かる名簿情報を、札幌市から提供してもらい検討する。（家族等で支援できる人の場合は除外）
- (3) 災害時の安否確認は、関係班と近隣住民の共同作業になる。また、災害の規模によってお世話には限度があるので、日頃から自立できるよう話し合いをしておく。

5. 避難誘導の方法について

- (1) 避難経路を事前に確認しておく。
- (2) 住民各自は、立ち退き避難に備えて、緊急時に必要なものを入れた【非常持出袋】を事前に準備しておく。

【非常持出品の例】

- ・バスタオル・タオル・洗面用具・お箸・湯飲み茶わん・下着類
- ・ティッシュ・スリッパ・健康保険証（写し）・災害時安全確認カード等

- (3) 避難誘導は、単町の避難誘導班が消防団や近所のその場にいる人と協力して行う。
- (4) 避難誘導班は、単町本部に避難状況を報告する。要配慮者の安否も知らせる。
- (5) 車での避難は、要配慮者との同伴避難のみ認める。

6. 避難所の開設と運営

北海道胆振東部地震の後に、基幹避難所である新琴似西小学校の防災訓練に参加。また、光陽小学校の教頭先生から北海道胆振東部地震の時の避難所の様子をつぶさに聞いた。これらをもとにして避難所の運営について整理した。

- (1) 当地区の基幹避難所（新琴似西小学校、光陽小学校、光陽中学校、新光小学校、新琴似緑小学校、新琴似北中学校）の場所等を把握し、各単町はそれぞれの避難所を決める。また、学校等の施設管理者（校長）と日頃から意思の疎通を図る。
- (2) 初期の避難所運営における主な役割分担は**資料4**を参照【市職員・施設管理者・地域住民・ボランティア等】

(3) 避難所の開錠は**資料5**を参照

※施設管理者がいる場合：管理者が開錠する。

※施設管理者がいない場合：区災害対策本部に電話をしてキーボックスの暗証番号を確認する。

(4) 日頃から訓練や研修を実施して、避難所について学び防災意識の向上に努める。

(5) 防災訓練については、学校、消防署、区役所等にも参加してもらう。

(6) 備蓄物資を適切に使えるよう、日頃から学校等と打ち合わせをしておく。

(7) ブラックアウト（停電）や断水が起こった時の避難所での対応

【停電している場合】

・備蓄庫にあるLEDランタンなどで明かりを確保し、可搬型発電機や太陽光発電機による電源の確保について施設管理者と協議する。

【断水している場合】

・マニュアルに基づき、受水槽の使用準備をする。

(8) トイレの確認

※地震で断水しても、下水道設備や排水設備に被害がなければ水洗トイレを使用できるので、プールの水などを活用してトイレの水を流す。

※避難所開設時にトイレ機能を優先的に確立し、トイレの使用ルールを決めるなどして、衛生管理に努める。

(9) 要配慮者や女性のプライバシーに配慮するため、パーティション（間仕切り）等の借用について協議する。また、受付についても考慮する。

(10) 段ボールによる寝床仕切り壁の作成・組立て。必要に応じて、備蓄されている段ボールベッドを配布する。

(11) 避難所開設期（～3日目）

入退所、外出、外泊等の管理、要配慮者・負傷者への対応、備蓄物資の搬入・配布、食料の配給、避難者への情報提供

○ 北区災害対策本部への連絡

(12) 避難所運営期（4日目～）

○ 避難所運営委員会の設置（発災から1週間をめどに設置）

○ 運営組織の編成（活動グループ等）

○ 運営委員会の開催～自主運営→避難所の閉鎖

(13) 避難所運営組織（資料6参照）

【活動グループ】

総務グループ、名簿グループ、情報グループ、食料・物資グループ、施設管理グループ、救護グループ、衛生グループ、ボランティア統括グループ・各活動グループからリーダーと副リーダーを選出する。（リーダーは避難所運営委員会に参加する。）

【避難所運営委員会】

会長、副会長、各生活班の班長、各活動グループのリーダー、市職員（立ち上げ期）、ボランティア団体代表、施設管理者

※発災から1週間をめどに設置する。

※ 避難所での新型コロナウイルス感染症等への対応

【避難所でのルール】

- 避難所では常にマスクを着用
- PCR検査等の結果が陽性の方は、一般の避難所に滞在できない。
- 現在、自宅待機要請を受けている方は申し出る。
- 人との距離を保つ：2メートル（最低1メートル）
- 会話は控えめに
- 避難者名簿への記載は正確に
- こまめに手洗い、うがいをする。
- ドアノブ等、多くの方が触る箇所はこまめに消毒
- 体温など自分の健康管理をする。
- 換気、ごみの処理をする際は気を付ける。（資料7参照）

※ 新しい【避難】生活様式（参考）

基幹避難所（新琴似西小学校、光陽小学校、光陽中学校、新光小学校、新琴似緑小学校、新琴似北中学校）や地域避難所（新琴似双葉福社会館、新琴似三和福社会館）は、それぞれ感染症対策をしているが、災害が大きくなると避難者も多くなり密集は避けられないので、以下の点に配慮する。

【少人数・分散避難生活】

- 家は大丈夫、火災もない→自宅で暮らす（在宅避難！）、避難所で情報を入手し、物資を受け取る。
- 家が損壊、周囲で火災発生→ホテル・旅館（2020年から）、親族・近所の知人宅などを利用する方法もある。

※ 地域住民の心得

- 別紙資料8の「これだけは準備しておきたい！」（家庭版）を理解し実践する。また、日頃から火災予防対策を講じる。
- 別紙資料3を参考にして、各単町がA4サイズ1枚程度にまとめた簡単な防災マップ・防災メモ（災害時安全確認カード）を作成する。住民が保険証書・印鑑等と一緒に保管しておき、災害時に非常持出袋として持参すると避難所で効果を発揮する。
- 事前復興：災害が発生する前から予想して、復興計画を立てておくその後から役に立つ。

7. 決め手は【ご近所力】

『地区防災計画について』講師：鍵屋 一 教授のお言葉より抜粋

★ 社会関係資本

人や地域の繋がり＝信頼の絆＝ご近所力

※【ご近所力】こそが安心安全の源泉である！

★ これからの防災は？

損失を減らす防災から【価値向上型】の防災へ

※日常から人間関係、近所関係を良好にし、魅力ある地域を作る⇒災害や危機にも強くなる！

★ 具体的に

- 隣近所と挨拶を交わしている。
- 民生委員や町内会役員を知っている、自治会・PTA等の仲間が5人以上いる。
- いざという時に、助けに来てくれる人が近所にいる。
- 家族の親族、友人情報等（可能な範囲）を近所の方と共有している。

8. 今後の検討事項（要配慮者への対応等）

(1) 地区防災計画の理解促進

全単町に対して、策定した地区防災計画の理解促進を図る。

①基本方針と新琴似西地区が取り組む【平時の活動】

○連合町内会自主防災連絡網の作成

○17の単町にも自主防災組織図・連絡網を作成

○ここでは、単町本部と5つの班から構成されたこの組織が地区住民と共に防災【平時の活動】を推し進める

②新琴似西地区が取り組む【災害時の活動】

上記の組織が【災害時の活動】として住民の・安否確認・避難誘導等を務め、また避難所の開設及び運営を計画し実践できる様にする。

③これらの計画を推し進める【源】は日常からの人間関係、近所関係を良好にして助け合う【心】の在り方だろう。

(2) 感染症に対応した宿泊型の避難所運営訓練は、できる限り1日がかりの避難所運営訓練を実施したい。

(3) 各単町の自主防災組織図など防災計画の取組みを見直す。

【資料編】

<北海道胆振東部地震以降の主な防災活動>

- 平成30年10月6日、各単町向けに防災に関するアンケートを実施
- 平成31年3月25日、自主防災組織・地区防災計画についての防災研修会を実施
- 令和元年9月6日、新琴似西小学校にて北区防災訓練が開催され、新琴似西連合町内会から約70名、小学校教員・児童の皆様約400名、北区役所職員、北消防署、北消防団、札幌市防災協会などの関係機関から約600名が参加。

訓練内容は、石狩中部にマグニチュード6.5、最大震度6強の地震が発生し、校内の避難経路で火災が発生したと想定をして、AEDを使用しての救命法や担架の扱い方、応急手当、備蓄アルファ米の試食、段ボール間仕切りや段ボールベッドの作成などを体験した。

- 令和2年1月15日、新琴似西連合町内会が札幌市防災表彰を受賞



- 令和2年9月23日、新琴似三和福社会館にて地区防災計画の策定に向けての検討会を実施。モデル地区事業の説明や計画のテーマなどについて検討
札幌市危機管理対策室の早川係長から、具体的な進め方について説明があった。



■令和2年10月12日、新琴似三和福社会館にて防災講演会を開催。跡見学園女子大学観光コミュニティ学部の鍵屋一教授による『地区防災計画を作ろう！』をテーマとした講演を聴講



鍵屋教授は秋田県出身で秋田弁の訛り「これからの防災は、人間関係・ご近所関係を良好に」をキーワードに講演



■令和3年10月26日、新琴似三和福社会館にて地区防災計画についての会議
札幌市危機管理対策室の齋藤係長と初顔合せ



- 令和3年11月6日、新琴似双葉福社会館にて連町役員会及び計画の説明等を実施
札幌市危機管理対策室の齋藤係長の挨拶、防災及び計画についての説明があった。



- 令和3年12月18日、新琴似三和福社会館にて各単町の防災部長会議及び検討会を実施。これまでの結果報告並びに防災計画案について検討した。



- 令和5年3月3日、新琴似双葉福社会館にて防災講演会を開催。北海道防災教育アドバイザー／気象予報士の住友静恵氏による『自主防災組織の役割と必要性』をテーマとした講演を聴講した。



新琴似西地区防災計画
令和6年(2024年)3月策定

－編集・発行－

新琴似西連合町内会

〒001-0907 札幌市北区新琴似7条14丁目1番17号

－協力－

札幌市危機管理局